

「木材アドバイザー」資格更新のお知らせ

一般社団法人全日本木材市場連盟では、平成22年度から木材アドバイザー養成講習会を実施しており、講習を受講し、試験に合格された方を「木材アドバイザー」として認定しています。

この認定の有効期間は、認定の日から5年となっており、平成25年度の講習を受講され認定されました皆様につきましては、平成31年3月31日までが有効期限（更新されない場合は、失効）となっておりますことから、更新を希望される方は、下記により更新の手続きを進めて頂きますようご案内申し上げます。

記

1 「木材アドバイザー」認定の更新手続き

- ① 更新申請書類（別紙1及び別紙2（更新時レポート用紙））に必要事項等を記入し、
- ② 直近6か月以内の顔写真（電子媒体または証明写真）と共に、ご送付いただくとともに、
- ③ 更新手数料（2,000円 振込手数料は別途本人負担）を指定口座に御入金ください。
- ④ なお、下記7の研修会・講演会等を受講することによって、上記別紙2の更新時レポートの提出に代えることができます。

2 更新書類・資料提出、手数料入金確認後、新たな「木材アドバイザー証」（5年間有効）を作成・送付いたします。（作成・送付時期は、平成31年3月を予定。）

3 申請書の提出先 〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 6階 （一社）全日本木材市場連盟 電子媒体の送付先アドレス zennichi22@gmail.com

4 更新手数料の入金先 三菱UFJ銀行 春日町支店（普通） 0805538 口座名義人 シャ）ゼンニホンモクザイイチバレンメイ

5 更新手続きの期限

平成30年12月15日（金）までに（必着）、当連盟事務局に更新申請書類等の提出、手数料の御入金を済ませてください。

6 更新時レポートについて

レポートの内容としては、木材アドバイザー資格活用事例、木材アドバイザー養成研修で得た知識を業務で活かした経験の感想等を簡易なレポート（別紙2の400字詰原稿用紙1~2枚）にまとめて提出してください。ただし、下記7の研修会・講演会に参加することによ

ってレポート提出に代えることができます。

(具体的なレポート内容事例)

ア 木づかいイベント等の運営において木アド資格を買われイベント来場者に対応し、木材の良さをPRできた。

イ 名刺に「木材アドバイザー」と記載し、そのことで相手とのコミュニケーションが円滑に進んだ。

ウ 実際のビジネスにおいて、木材の素晴らしさ、木材を使用することによる環境面での効果等について説明し、業績向上に役立った。

エ 会社等への見学者・視察者に対して、木材アドバイザー養成研修で得た知識等を活かして、多面的な切り口で説明できた。

オ 木材利用の意義を知り、これまで以上に自信をもって仕事に従事できるようになった。

カ 川上、川下の広範な知識を得て、ビジネス相手の置かれている状況が理解できるようになり、業績向上に役立った。

等

7 更新時レポートの提出が免除となる研修会・講演会等の例

- ① 全市連及び全木連等が主催する「登録推進相談会・セミナー及び普及キャンペーン」(仮称)。平成30年10月下旬開催予定(東京都文京区)。詳細決定次第、別途、全市連ホームページ等でご案内。(県木連等が開催検討中のセミナー等を受講された場合も同様としますが開催予定及び受講の可否については各県木連等にお問い合わせください。)
- ② 木材利用推進・全国会議が、平成30年10月以降開催予定の木材利用推進中央シンポジウム。別途、全木連ホームページ等でご案内。
- ③ 県木連・木材関連団体等が開催する木材利用(木づかい、国産材、JAS製品、地球温暖化、CLT、LVL、合板、集成材、乾燥、木質バイオマス等)、合法木材、木造建築、木材加工、木材流通及び木材輸出等に係る研修会・講演会等で、本人の受講が確認でき、かつ、原則申請期限以前(原則平成30年4月以降開催済み分を含む)に開催されるもの。
- ④ 今後、レポートの提出免除の対象として適当と思われる研修会・講演会等があれば、全市連ホームページ等でご案内予定。

なお、更新時レポートの提出免除を受けようとする場合には、更新申請書類の提出に当たり、必ず、参加した研修会・講演会等の受講証あるいは参加者名簿等の添付をお願いします。

担当：一般社団法人 全日本木材市場連盟

小合信也 立花 登

TEL：03-3818-2906

FAX：03-3818-2907